

【小型船係留施設の使用にあたっての同意書】

- 1 申請書に記載している場所（係留番号）以外に係留しません。
- 2 ゴミは持ち帰り、係留施設周辺の美化に努めます。（※施設内に私物も一切放置しません。）
- 3 使用船舶の給油作業等を行う場合は、油の飛散及び流出防止対策を行います。また、油等が付着したものを海に投棄をしたり、使用施設に放置しません。
- 4 使用船舶の買い替え等、申請書の記載内容に変更が生じる場合は、事前に港湾空港局（各業務係）に連絡します。
- 5 使用船舶とともに、当該係留施設の使用譲渡（船舶は所有権移転・係留施設は使用者の変更）する場合は、事前に港湾空港局に連絡し、承認を得た上で、申請書類を提出します。
 - ※ 使用船舶の譲渡を伴わない係留施設の使用の譲渡は認められない。
 - ※ 使用者の変更（個人と法人間の変更を含む）は1回限りで、既に現使用者が使用者の変更で使用許可を受けている場合は、今後使用者の変更は認められない。
 - ※ 使用者の変更を目的とした共有者名簿への追加は認められない。
- 6 施設の使用許可の関する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は施設の転賃をしません。
- 7 使用係留施設（もやいロープ、滑車及びアンカーチェーン含む）の日常管理は使用者が責任を持って行い、不良箇所を発見した時は速やかに港湾空港局に連絡し、その指示に従います。

また、日常点検を怠ったことが原因で、他船舶及び施設に損害を与えた場合は、自らの責任及び費用負担により原状回復、損害賠償を行います。なお、補修工事を行う場合は、市長の指示に従います。
- 8 使用係留場所において、船舶が沈没、又は油が流出し環境を汚染することが予測される場合は、私の責任で船舶の撤去等を行います。

なお、私が不在等で船舶の撤去等が困難な場合は、緊急を要する場合に限り北九州市が船舶の撤去等を行うことを認めます。
- 9 北九州市及び国の事業により、係留場所、若しくはその付近にて工事が行われる場合は、市長の指示に従います。
- 10 使用係留施設の工事発注において手続き上、即日対応は不可能なため、市長の指示に従います。
- 11 アンカーチェーン等の交換の際は、使用者にて「もやいロープ」・「滑車」の取付をします。
- 12 台風、津波及び地震等の災害、ならびに座礁、転覆事故等による船舶の損害について、北九州市へ損害賠償の請求はしません。
- 13 私（所有船舶を含む）が第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び費用負担により原状回復、損害賠償を行います。
- 14 係留施設の使用を終了したときは、私の負担で使用前の状態に原状回復（私用器具の撤去含む）し、また、市が原状回復した場合についても、その費用は私が負担します。
- 15 使用料の支払いは、納期限を厳守します。
- 16 北九州市港湾施設管理運営条例及びこの条例に基づく規則、その他関係法令等を遵守します。
- 17 小型船係留施設のみの使用許可であるため、背後地周辺を含め車両等の駐車はしません。

上記内容に違反した場合したときは、市の指導に従い当該係留施設を返還します。

なお、使用料については（返還時）までに全額一括で精算します。

令和 年 月 日

小型船係留施設使用申請者

（郵便番号・住所）〒 _____

（電話番号） _____ （氏名） _____

Ⓜ

※個人情報の保護について

本確認書の記載いただいた個人情報については、管理責任者を定めて不正アクセスや紛失、漏洩等が発生しないよう安全対策を積極的に実施します。またいただいた個人情報については小型船係留施設の管理以外には使用せず、またご本人の同意がない限り第三者には提供致しません。